

平成 29 年 7 月 7 日
海 事 局

内航船「省エネ格付け」制度の暫定運用開始

国土交通省海事局は、内航船舶について省エネ・省 CO2 設備への投資環境を整備するため、省エネ・省 CO2 効果を船舶の企画・設計段階で「見える化」し、船舶の省エネ・省 CO2 性能を客観的に評価する内航船「省エネ格付け」制度の暫定運用を平成 29 年 7 月 7 日より開始します。

内航海運については、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月閣議決定）において、2030 年度で 2013 年度比約 15%の CO2 排出量削減が求められています。

これを受けて海事局において取りまとめた「内航海運の省エネルギー化の促進に関する検討会」の報告書（平成 28 年 6 月取りまとめ）や「内航未来創造プラン」（平成 29 年 6 月取りまとめ）において、海運事業者が省エネ・省 CO2 効果や費用対効果を把握し、省エネ・省 CO2 設備への投資に踏み切れる環境を整備する観点から、内航船「省エネ格付け」制度の創設が提言されました。また、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月閣議決定）においても、運輸部門の省エネを推進するため、輸送事業者の評価制度の構築・普及を図ることとしています。

このような背景から、内航海運からの CO2 排出量を一層削減することを目的に、平成 29 年 7 月 7 日より、革新的省エネ・省 CO2 技術（ハード対策）と運航・配船の効率化（ソフト対策）の効果を企画・設計段階で「見える化」する内航船「省エネ格付け」制度を暫定的に開始致します。

本制度では、海運事業者からの任意の申請に基づき、対象となる内航船舶に対して、国土交通省海事局が 2000 年代（1990～2010 年）の船舶と比較した省 CO2 効果に応じて格付け（☆の付与）を行うとともに、具体的な省エネ・省 CO2 対策内容や省 CO2 効果等を事例としてとりまとめ公表し、他の事業者が船舶の省エネ・省 CO2 化を図る契機としていただくことを想定しております。

本制度により、各省エネ・省 CO2 技術の効果が把握でき、内航海運事業者の省エネ・省 CO2 投資を促進するとともに、環境対策に関心のある荷主や消費者への PR が可能となります。さらに、海事局が定期的に優良事業者（格付け☆3 つ以上）を公表することで、優良事業者の荷主や消費者への PR を後押しします。

- 別添資料
内航船「省エネ格付け」制度（暫定運用）の概要（PDF 形式）
- 内航船「省エネ格付け」制度（暫定）HP
http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk7_000021.html

【問合せ先】

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課 田中、辰野

（代 表）03-5253-8111（内線）43-914、43-915

（直 通）03-5253-8636（F A X）03-5253-1644